

タッピーイベント用具使用申請書兼承認書

年 月 日

(あて先) 札幌市東区長

下記用具の使用を申し込みます。

(使用イベントについて) イベント名: _____

イベント概要: _____

(使用場所) 屋内 屋外

(希望用具) 着ぐるみ (160 cm用 170 cm用) 帽子 (個) 顔抜き板

(受取日時) 令和 年 月 日 時

(返却日時) 令和 年 月 日 時 (※ 原則 5 日以内)

(申請者) (〒 -)

住 所 _____

所属・氏名等 _____

連絡先 TEL _____ E-mail _____

【以降は、一般市民が参加可能なイベントで、情報が公開可能な場合にご記載ください】

● イベント情報の東区ホームページへの掲載 可 (可の場合、以下を記入ください)

・ イベント日時 (_____)
※ 日付及び時間

・ イベント場所 (施設名: _____ 住所: _____)

・ 問い合わせ先等 (イベント主催者: _____ 電話番号: _____)

※ 基本的には開催 1 か月以上前に申請いただいたイベントで、問い合わせが可能な場合のみ掲載を行います。また、イベント内容によっては、掲載しない場合があります。

● 活動記録画像の提供 可

上記承認します。

札幌地振第 _____ 号
年 月 日

札幌市東区長

使用に当たっては、「東区マスコット・キャラクター「タッピー」の使用に関する取扱要領」を熟読のうえ、「タッピーイベント用具使用遵守事項」に基づき適切に使用すること。

タッピーイベント用具使用遵守事項

- 1 借受者は、使用を許諾されたタッピーの着ぐるみ及び帽子を、濡れる恐れがある状況下（雨天時、海・川・プール等）では使用してはならない。
- 2 借受者は、善良な管理者の注意をもって、タッピーの着ぐるみ、帽子及び顔抜き板を常に正常に機能を果たす状態を保つようにして、保管又は使用するものとする。
- 3 借受者は、東区の責めに帰する理由以外でタッピーの着ぐるみ、帽子及び顔抜き板を使用することができなくなったときは、当該物品を取替え、又は補修しなければならない。
- 4 借受者がタッピーの着ぐるみ、帽子及び顔抜き板を使用中に起こした事故及び第三者に与えた損害等に関しては、東区は一切の責任を負わない。
- 5 借受者は、契約期間が終了したときは、速やかにタッピーの着ぐるみ、帽子及び顔抜き板を返還しなくてはならない。
- 6 タッピーの着ぐるみ及び帽子は、化学繊維及びプラスチック素材等の石油製品を多く使用しているため、ファイヤーストームや暖房器具等の、火気のそばで使用してはならない。
- 7 タッピーの着ぐるみの使用に際しては、「タッピー着ぐるみ利用マニュアル」を参照し、安全に使用するよう努めなくてはならない。